

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社アイフリークモバイル	コード	3845
提出日	2022/6/13	異動（予定）日	2022/6/28
独立役員届出書の提出理由	本年6月28日に開催の第22期定時株主総会において社外取締役及び社外監査役の選任議案が付議されるにあたり、再任の候補者を引き続き独立役員として指定し、新任の候補者を新たに独立役員として指定するため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	錦崎 俊也	社外取締役	○														○		有	
2	田村 幸広	社外取締役	○															○	新任	有
3	溝田 吉記	社外監査役	○															○		有
4	神谷 善昌	社外監査役	○															○		有
5	櫻井 光政	社外監査役	○															○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当ありません。	【社外取締役として選任している理由】 同氏は、取締役及び監査役として活躍されてきたご経験を持ち、会社経営での目線で、当社の経営全般に関して独立した立場からの確かな助言、厳しいご指摘をいただけるものと考え、適任であると判断しております。 【独立役員として指定している理由】 株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	当社は、社外取締役の田村幸広氏が業務執行者であったアンドロボコアテクノロジー株式会社、株式会社カーネルジャパン、株式会社V ANDROBO及びアンドロボティオナ株式会社との間に取引がありますが、取引の規模は僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。 また、同氏が業務執行者である株式会社モスペン研究所、アンドロボティクス株式会社及び株式会社ロボットセキュリティポリスとの間にも取引がありますが、取引の規模に照らして、取引の規模は僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。	【社外取締役として選任している理由】 同氏は、取締役として活躍されてきたご経験を持ち、会社経営での目線で、当社の経営全般に関して独立した立場からの確かな助言、厳しいご指摘をいただけるものと考え、適任であると判断しております。 【独立役員として指定している理由】 株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	該当ありません。	【社外監査役として選任している理由】 同氏は、取締役として活躍されてきたご経験を持ち、会社経営での目線で、当社の経営全般に関して独立した立場からの確かな助言、厳しいご指摘をいただけるものと考え、適任であると判断しております。 【独立役員として指定する理由】 株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	該当ありません。	【社外監査役として選任している理由】 同氏は、公認会計士として会計における高度な専門知識と豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適正に遂行できるものと判断から、適任であると判断しております。 【独立役員として指定している理由】 株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	当社は、社外監査役の櫻井光政氏が代表を務める桜丘法律事務所との間に取引がありますが、取引の規模は僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではありません。	【社外監査役として選任する理由】 同氏は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断から、適任であると判断しております。 【独立役員として指定する理由】 株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定します。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。